

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

青色申告と白色申告の違い

Q：会社でも青色申告と白色申告があるそうですが、青色申告の方が有利と聞きました。青色申告と白色申告の違いを教えてください。

A：青色申告をしている会社だけに認められている特典があります。

【解説】

会社が一定の帳簿を備え付けて誠実な記帳をしている場合には、税務署長の承認により青色申告をすることができます。この青色申告法人には次のような特典があります。

(1) 欠損金の繰越控除

青色申告書を提出した事業年度に欠損金額（赤字）がある場合には、その年後5年以内に終了する事業年度の所得から、その欠損金額を差し引くことができます。

(2) 推計課税の制限

白色申告や申告をしていない場合には、会社の財産や債務の状況、従業員数その他の規模によって所得金額を推計して課税されることがありますが、青色申告法人の場合には、このような推計課税はされません。

(3) 更正理由の附記

青色申告法人の場合には、帳簿を調べて間違いを指摘し、更正することになります。

(4) 特別償却、準備金の積立、法人税額の控除

中小企業者の機械等の特別償却、海外投資等損失準備金等の積立、試験研究費が増加した場合の法人税額の特別控除等は、青色申告法人だけに認められています。

